

(8) 財団法人 鳥取県臓器バンク給与等状況報告書

1 職員給与費の状況（平成18年度）

給与費	2,482千円
-----	---------

(注) 給与費には退職手当を含みません。

3 職員の初任給の状況（平成19年4月1日現在）

区分	初任給	備考
コーディネーター職	大学卒	178,850円 県医療職(三)の2級4号級相当に準ずる。 (2%カット)
	短大3卒	176,792円 県医療職(三)の2級3号級相当に準ずる。 (2%カット)
	短大2卒	174,734円 県医療職(三)の2級2号級相当に準ずる。 (2%カット)
	准看護師養成所卒	148,470円 県医療職(三)の1級2号級相当に準ずる。 (2%カット)

5 職員給料の調整額の状況（18年度）

制度なし

(注) 調整額とは、職務の複雑性、困難性、勤務環境が同じ職務の級にある他の職に比べ特殊であり、給料月額を調整し、給料の一部として支給するものです。

6 職員手当の状況（平成19年4月1日現在）

区分	内容												
期末手当 勤勉手当 (県の規定に準ずる)	(支給割合)												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>期末手当</th> <th>勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.3月分</td> <td>0.71月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.5月分</td> <td>0.71月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.8月分</td> <td>1.42月分</td> </tr> </tbody> </table>	区分	期末手当	勤勉手当	6月期	1.3月分	0.71月分	12月期	1.5月分	0.71月分	計	2.8月分	1.42月分
	区分	期末手当	勤勉手当										
	6月期	1.3月分	0.71月分										
12月期	1.5月分	0.71月分											
計	2.8月分	1.42月分											
職制上の段階、職務の級等による加算措置	なし												
(平成18年度実績) 1人当たり平均支給額	837,312円												

区 分	内 容															
退職手当 (県の規定に準ずる)	(支給率) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">自己都合</th> <th style="text-align: center;">勸奨・定年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤続20年</td> <td style="text-align: center;">23.5月分</td> <td style="text-align: center;">30.55月分</td> </tr> <tr> <td>勤続25年</td> <td style="text-align: center;">33.5月分</td> <td style="text-align: center;">41.34月分</td> </tr> <tr> <td>勤続35年</td> <td style="text-align: center;">47.5月分</td> <td style="text-align: center;">59.28月分</td> </tr> <tr> <td>勤続40年</td> <td style="text-align: center;">53.5月分</td> <td style="text-align: center;">59.28月分</td> </tr> </tbody> </table> (その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置 制度なし (平成18年度実績) 1人当たり平均支給額 240,240円 (注)1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成18年度に退職した一般職員に支給された平均額です。	区分	自己都合	勸奨・定年	勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続40年	53.5月分	59.28月分
区分	自己都合	勸奨・定年														
勤続20年	23.5月分	30.55月分														
勤続25年	33.5月分	41.34月分														
勤続35年	47.5月分	59.28月分														
勤続40年	53.5月分	59.28月分														
時間外勤務手当 (県の規定に準ずる)	(平成18年度実績) 1人当たり平均支給額 186,706円															

区 分	内 容													
	対象職員	支 給 月 額												
管理職手当	一定の管理または監督の地位にある職員	制度なし												
扶養手当 (県の規定に準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;">ア 配偶者</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">12,000円</td> </tr> <tr> <td>イ 配偶者以外の扶養親族</td> <td style="text-align: right;">6,000円</td> </tr> <tr> <td>ウ 扶養親族でない配偶者がある職員の扶養親族のうち1人</td> <td style="text-align: right;">6,500円</td> </tr> <tr> <td>エ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人</td> <td style="text-align: right;">11,000円</td> </tr> <tr> <td>15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</td> <td style="text-align: right;">1人につき5,000円を加算</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(平成18年度実績) 該当なし</td> </tr> </tbody> </table>	ア 配偶者	12,000円	イ 配偶者以外の扶養親族	6,000円	ウ 扶養親族でない配偶者がある職員の扶養親族のうち1人	6,500円	エ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人	11,000円	15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき5,000円を加算	(平成18年度実績) 該当なし	
ア 配偶者	12,000円													
イ 配偶者以外の扶養親族	6,000円													
ウ 扶養親族でない配偶者がある職員の扶養親族のうち1人	6,500円													
エ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人	11,000円													
15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき5,000円を加算													
(平成18年度実績) 該当なし														

区 分	内 容		
	対象職員	支 給	月 額
住居手当 (県の規定に準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住している世帯主である職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、最高27,000円まで支給
		イ 自宅居住者	2,500円(新築・購入の日から5年を経過するまでの間)
		ウ 単身赴任手当受給者で配偶者の居住する借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例により算出した額の2分の1に相当する額
		(平成18年度実績) 1人当たり平均支給月額 27,000円	
通勤手当 (県の規定に準ずる)	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の又はのうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 支給単位期間の間通用する定期券の額 通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000円>
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、2,200円～46,400円を支給
		ウ 特別急行列車等を利用する職員	支給単位期間の通勤に要する特別急行料金等の2分の1の額(1月当たり2万円を上限とする。ただし、特別急行列車の場合は上限なし。)
		エ 駐車料金を負担している場合	公共交通機関及び自動車等による通勤している職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常態としている場合に、当該駐車料金の相当する額(1ヶ月あたり3,000円を上限とする。)
		オ ノーマイカーデー運動に参加する場合	通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員において、ノーマイカーデー運動に参加する場合に、月3回の公共交通機関の利用料金の増減を考慮する。
		(平成18年度実績) 該当なし	
7 役員の報酬等の状況(平成19年4月1日現在)			
区 分	給 料 ・ 報 酬 月 額	期 末 手 当	備 考
制度なし			